

(仮称) 長野市犯罪被害者等支援条例の制定について

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課

犯罪被害はある日、突然、本人の意思とは無関係に起こります。犯罪被害者やその家族の多くは、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、事件後の精神的ショック、経済的な困窮、周囲の人々の心無いうわさ、さらにはSNS等における誹謗中傷等のいわゆる二次被害を受けて苦しむことがあります。

こうした中、国では犯罪被害者等に対する支援を目的として、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、地方公共団体の責務として、「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

県内では、近年、身近で凶悪な犯罪を受けることを想定し、条例を制定する動きが広まってきています。

このようなことから、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じるため、「（仮称）長野市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

年月日	内容
昭和55年5月	三菱重工ビル爆破事件などを契機として「犯罪被害者等給付金支給法」公布
平成8年2月	警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、全国的な取組が開始
平成11年5月	長野県に「長野犯罪被害者支援センター」が設立(平成15年にNPO法人の認証を受ける。)
平成17年4月	「犯罪被害者等基本法」施行、「犯罪被害者等基本計画」策定
平成25年2月	「長野市人権政策推進基本方針」策定 ※「各人権課題に対する施策の方向性」では、「犯罪被害者等」を掲げ、犯罪被害者等の擁護活動を行う民間団体の支援に務めるほか、相談窓口を整備するとともに、見舞金制度の創設、自立のための支援制度の整備を検討している。
令和2年5月26日	坂城町銃撃事件 ※令和2年9月18日に条例施行
令和4年4月1日	「長野県犯罪被害者等支援条例」施行、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」策定
令和4年5月20日	長野犯罪被害者支援センターから条例の制定について長野市へ陳情
令和5年3月	長野市放火事件 ※犯罪被害者として支援(市営住宅入居)
令和5年5月25日	中野市猟銃立てこもり事件 ※6月議会で条例案を提出し、可決、6月23日施行

県内の条例制定状況(令和5年7月1日現在)

自治体	施行日	条例名	見舞金・支援金
坂城町	令和2年9月18日	坂城町犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円
長野県	令和4年4月1日	長野県犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族60万円、重傷病20万円
泰阜村	令和4年12月16日	泰阜村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円
佐久市	令和5年4月1日	佐久市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円
千曲市	令和5年4月1日	千曲市犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円
木祖村	令和5年4月1日	木祖村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円
下條村	令和5年4月1日	下條村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円
中野市	令和5年6月23日	中野市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円

【参考】 全国(令和4年4月1日現在)

都道府県.....	100.0%
うち特化条例...	83.0%(39/47)(長野県)
中核市.....	42.0%(26/62)
うち特化条例...	30.6%(19/62)
全市区町村.....	40.0%(689/1,721)(中核市含む)
うち特化条例...	26.3%(453/1,721)

項目	内容と主な施策
基本理念	犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される等
市の責務	市は、基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する。
市民等及び事業者の役割	市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じないよう十分配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。 ○ (仮称)インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例による二次被害抑止
相談及び情報の提供等	市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行う。 ○ 犯罪被害者等総合的対応窓口
日常生活の支援	市は、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。 ○ まいさぼ長野市等による生活困窮者支援
居住の安定	市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他必要な支援を行う。 ○ 市営住宅への入居
経済的負担の軽減	市は、犯罪等に起因する経済的負担軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を給付するとともに、経済的な助成に関する情報の提供や支援を行う。 ○ 犯罪被害者等見舞金の支給
市民等及び事業者の理解の増進	市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発を行う。 ○ 広報啓発の実施

	内 容
令和5年 7月13日	犯罪被害者等支援に関する連絡会(関係課)
7月20日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会(条例骨子案)
8月 1日	部長会議、支所長会議(条例骨子案、パブリックコメント実施について)
8月	各会派へ説明(条例骨子案、パブリックコメント実施について)
8月10日	記者会見
8月17日	近隣市町村勉強会(長野県警講師予定)
9月1日~29日	パブリックコメント(広報ながの9月号、ホームページ、市役所等)
10月31日	部長会議(パブリックコメント結果報告、条例(案))
11月 6日	法規審査委員会
11月 7日	政策説明会(パブリックコメント結果報告、条例(案))
12月	12月補正予算要求(見舞金等) 12月議会に条例(案)の提出
令和6年1月下旬	広報ながの2月号、ホームページ、記者会見による周知
2月 1日	条例施行